

攻めの農業実践緊急対策事業

長野県事業計画書

事業実施主体名:長野県農業再生協議会

事業実施年度:平成26年度

(別添様式) (別記様式第3号関係)

攻めの農業実践緊急対策事業 都道府県事業計画

長野県 農業再生協議会

策定： 26 年 8 月 25 日

変更： 年 月 日

目標年度：平成27年度

第1 地域の農業生産に係る現状と課題

農業者の減少と高齢化が急速に進み、今後もこの現象が続くことが見込まれることから、新たな担い手の更なる確保・育成や他産業との強いつながりによる産業としての広がり形成、企業的な経営感覚を持って農地の集積に取組む経営体の育成、などによる経営基盤強化と、それらの経営体を中心となりえる農業構造をつくりだす。

第2 攻めの農業実践に向けた基本的な取組方針

意欲ある農業者が本県の多様な気候や立地条件を活かして、農地を効率的に活用し、農産物の安定生産、オリジナル性、高品質生産を図るとともに、低コスト・高収益な産地体制への転換により、競争力の高い農業の展開を目指す。
このため、機械利用体系の効率化、高収益作物への作付転換及び集出荷施設等の再編合理化の推進に必要な機械・設備の導入等を推進する。

第3 機械利用体系の効率化に向けた取組方針

担い手農業者（認定農業者、集落営農組織、担い手就農者）への農地・農作業の集積・集約化等に伴う機械作業の集約化を図り、生産の効率化と生産コストの低減に取り組む。
農業機械の導入にあたって助成対象者は、長野県高性能機械導入計画に基づき、機種選定及び規模決定の根拠を明確にし、生産効率化プラン及び高収益プランを作成することとする。

第4 高収益品目等の導入に向けた取組方針

事業実施地域の既存作物よりも高収益となる作物への転換・生産拡大、同一作物であっても施設化・作型転換によって高収益となる作物の生産拡大に取り組む。
特に、中山間地域（中山間地機等直接支払交付金実施要領の第4に定める地域）における、高収益作物・品目の推進のための施設整備等に優先的に取り組むものとする。

第5 集出荷・加工処理体制の合理化に向けた取組方針

複数の集出荷・加工処理施設の機能集約とそれに伴う施設の機能強化、施設の用途変更等に取り組む

第6 平成26年度事業計画総括表

基金造成額 796,558千円

過年度実施額

今年度計画額

(単位：千円)

協議会名	取組に係る助成額(④)				都道府県協議会事務費(⑤)	計(④+⑤)
	機械利用体系の効率化に係る取組	高収益品目等の導入に係る取組	うち、本取組のみを実施する取組の額	集出荷・加工処理体制の合理化に係る取組	事務費	
都道府県協議会(①)						
地域協議会合計(②)						
地域農業再生協議会		別紙のとおり				
地域農業再生協議会						
再編事業者合計(③)						
地域農業再生協議会						
地域農業再生協議会						
合計(①+②+③)						

注：計画変更により修正を行う場合は見え消し又は二段書きなどにより修正箇所がわかるように記載してください。

第7 取組の明細

別紙のとおり

注1：総括表については別紙1を、取組ごとの個票については別紙2を使用してください。

注2：地域協議会段階で取組を行う場合、地域事業計画及びその添付書類(別紙1・別紙2)の写しも添付してください。

注3：再編事業者が取組を行う場合、集出荷・加工処理プランの写しも添付してください。

第6 平成26年度事業計画総括表

基金造成額

796,558千円

過年度実施額

今年度計画額

(単位:千円)

協議会名	取組に係る助成額(④)					都道府県 協議会 事務費	計 (④+⑤)
	機械利用体系の 効率化に係る取	高収益品目等の 導入に係る取組	うち、本取組	集出荷・加工処理 体制の合理化に	事務費		
都道府県協議会(①)	(0) 260,756	(0) 94,457		(0) 80,000		(500) 6,500	(500) 441,713
地域協議会合計(②)	(90,621) 97,786	(0) 19,990			(24) 26		(90,645) 117,802
佐久穂町農業再生協議会		(0) 15,543					(0) 15,543
上田農業再生協議会	3,416				10		3,426
富士見町農業再生協議会		2,314					2,314
駒ヶ根市地域農業再生協議会	5,046				1		5,047
箕輪町農業再生協議会	10,298				1		10,299
南信州地域農業再生協議会	6,686				5		6,691
安曇野市地域農業再生協議会	4,740	1,410			2		6,152
山形村農業再生協議会	5,092						5,092
小谷村農業再生協議会		(0) 723					(4,518) 5,241
長野市農業再生協議会	6,526						6,526
信濃町農業再生協議会	(17,613) 20,038				7		(17,620) 20,045
飯綱町農業再生協議会	11,258						11,258
飯山市農業再生協議会	6,607						6,607
木島平村農業再生協議会	8,873						8,873
野沢温泉村農業再生協議会	4,688						4,688
再編事業者合計(③)							
合計(①+②+③)	(90,621) 358,542	(0) 114,447	0	(0) 80,000	(24) 26	(500) 6,500	(91,145) 559,515

注: 計画変更により修正を行う場合は見え消し又は二段書きなどにより修正箇所がわかるように記載してください。

第6 平成26年度事業計画総括表

基金造成額

796,558千円

過年度実施額

今年度計画額

(単位:千円)

協議会名	取組に係る助成額(④)					都道府県協議会事務費	計 (④+⑤)
	機械利用体系の効率化に係る取	高収益品目等の導入に係る取組	うち、本取組	集出荷・加工処理体制の合理化に	事務費		
都道府県協議会(①)						500	500
地域協議会合計(②)	90,621				24		90,645
上田農業再生協議会	3,416				10		3,426
駒ヶ根市地域農業再生協議会	5,046				1		5,047
箕輪町農業再生協議会	10,298				1		10,299
南信州地域農業再生協議会	6,686				5		6,691
山形村農業再生協議会	5,092						5,092
小谷村農業再生協議会	4,518						4,518
長野市農業再生協議会	6,526						6,526
信濃町農業再生協議会	17,613				7		17,620
飯綱町農業再生協議会	11,258						11,258
飯山市農業再生協議会	6,607						6,607
木島平村農業再生協議会	8,873						8,873
野沢温泉村農業再生協議会	4,688						4,688
再編事業者合計(③)	0						0
							0
							0
合計(①+②+③)	90,621	0	0	0	24	500	91,145

注: 計画変更により修正を行う場合は見え消し又は二段書きなどにより修正箇所がわかるように記載してください。

取組の明細（総括表）

長野県 農業再生協議会

第1 取組の総括表

単位：円

整理番号	分類	内容	事業費	助成金	備考
1	4	別添個表のとおり	(500, 000) 6, 500, 000	(500, 000) 6, 500, 000	該当無し
2	1	別添個表のとおり	521, 512, 000	260, 756, 000	該当無し
3	2	別添個表のとおり	40, 000, 000	20, 000, 000	該当無し
4	2	別添個表のとおり	76, 722, 000	74, 457, 000	該当無し
5	3	別添個表のとおり	160, 000, 000	80, 000, 000	該当無し
合計			(500, 000) 804, 734, 000	(500, 000) 441, 713, 000	

注1：「整理番号」欄には「1」、「2」、…と順番に番号を記入してください。

注2：「分類」欄には、以下の分類のいずれか該当する番号を記入してください。

「1」機械利用体系の効率化に係る取組

「2」高収益品目等の導入に係る取組

「3」集出荷・加工処理体制の合理化に係る取組

「4」取組に係る事務経費

注3：「備考」欄には、助成金額から仕入れに係る消費税相当額を減額した場合は、減額した仕入れに係る消費税相当額を記入してください。なお、仕入れに係る消費税控除を行わない場合は、「該当なし」と記入し、請求時点で仕入れに係る消費税相当額が不明な場合で、助成金請求額に仕入れにかかる消費税控除額が含まれている場合は、「仕入れ控除消費税額を含む」と記入してください。

第2 計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等

計画していた額以上の申請があった場合には、県協議会で定める優先順位の考え方にに基づき承認する

注： 攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書第7条第6項に基づき定めた「計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等」の決め方を記入してください。優先順位を決めず、助成率の引下げにより調整した場合には、その方法について記入してください。

取組の明細（個票）

協議会名	長野県農業再生協議会		整理番号	1	分類	4
取組名称	県協議会の事務費					
当該取組に係る 助成金額	6,500,000円 (うち仕入れに係る消費税等相当額 該当なし)					
対象作物	—					
対象者	—					
助成上限額	取組事業費の1%以内	助成率	定額			
取組内容	攻めの農業実践緊急対策事業を推進するための経費 ○事業の推進、指導 ○助成金の交付 ○その他事業の取組に必要な業務					
取組要件	攻めの農業実践緊急対策事業実施要領別表2の事務費の範囲内					
要件の確認方法	内部決裁書類、納品書、請求書、領収書等の書類の写し					
備考						

注1: 「整理番号」欄には「1」、「2」、…と順番に番号を記入してください。

注2: 「分類」欄には、以下の分類のいずれか該当する番号を記入してください。

「1」機械利用体系の効率化に係る取組

「2」高収益品目等の導入に係る取組

「4」取組に係る事務経費

注3: 「当該取組に係る助成金欄」の（ ）書きについては、助成金額から仕入れに係る消費税相当額を減額した場合、減額した仕入れに係る消費税相当額を記入すること。なお、仕入れに係る消費税控除を行わない場合は、「該当なし」と記入し、請求時点で仕入れに係る消費税相当額が不明な場合で、助成金に仕入れにかかる消費税控除額が含まれている場合は、「仕入れ控除消費税額を含む」と記入すること。

取組の明細 (個票)

協議会名	長野県農業再生協議会	整理番号	2	分類	1
取組名称	効率的機械利用体系の構築に必要な機械のリース導入に対する助成				
当該取組に係る助成金額	260,756,000円 (うち仕入れに係る消費税等相当額 該当なし)				
対象作物	米、麦、大豆、そば、野菜、果樹、花き、飼料作物				
対象者	リース事業者と、次における者のうち、生産効率化後に基幹的農作業に従事する者(担い手)で共同申請する。 ①農業者、②農事組合法人、③農事組合法人以外の農業生産法人、④特定農業団体、⑤その他農業者の組織する団体(代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営について規約の定めがあるものとし、事業実施及び会計手続きを適正に行っている体制を有しているもの)、⑥農業協同組合、⑦農業サービス事業者、⑧公社				
助成上限額	リース物件本体の標準小売価格の1/2 (千円未満切捨)	助成率	リース物件本体価格(税抜き)の1/2以内		
取組内容	取組地域における生産コスト▲1割に向けた次の取組を支援する。 1 担い手への機械作業の集約化に必要な機械のリース導入に要する経費(※1)の助成を行う(リース物件本体価格の1/2以内)(※2) 2 助成対象機械等は別紙のとおり(県協議会で設定) ※1 本体価格が50万円以上のものに限る(アタッチメントを含む) ※2 購入選択権付リースは除く				
取組要件	○ 担い手への機械作業の集約により、生産効率化を図る計画とすること。 ○ 5戸以上の農業者により生産効率化プランを作成されること。 ○ 担い手を明確化すること。 ○ 農業機械利用体系の効率化等の生産面の改善により、生産コストを削減する目標を設定すること。また、当該目標については、地域の平均的な生産コスト等と比較し、1割以上低いものとなっていること。 ○ プランに基づき効率化等を図る作業については、全て基幹的農業者が実施することとする。 ○ リース期間の設定及びリース料助成額の算式は、攻めの農業実践緊急対策事業実施要領別紙1による。 ○ リース事業者と共同申請を行うこと。 ○ 導入機械の規模が適正であること(「長野県特定高性能機械導入計画」に定めた機種別、類別ごとの利用規模の下限面積以上の作業計画を有すること。)				
要件の確認方法	1 計画申請時(書類審査) 以下の書類により要件の確認を行う。 【確認書類】○ 効率的機械利用体系構築事業取組計画書(生産効率化プラン) ○ 申請者の規約、機械の利用計画、営農計画書の写し、能力・台数などの算定根拠、見積依頼書、概算見積書の写し、カタログなど 2 請求時(現場検査・書類検査) リース価格等の妥当性とともに、履行の確認を行う。 【現場検査】○ 機械本体の型番、格納場所などがわかる写真撮影等により実施 ○ 効率的機械利用体系構築事業取組計画書(生産効率化プラン) ○ リース導入に係る入札関係等書類、発注書、請求書、納入書、領収書(支払い済みの場合)など				
備考					

注1: 「整理番号」欄には「1」、「2」、...と順番に番号を記入してください。

注2: 「分類」欄には、以下の分類のいずれか該当する番号を記入してください。

「1」機械利用体系の効率化に係る取組

「2」高収益品目等の導入に係る取組

「4」取組に係る事務経費

注3: 「当該取組に係る助成金額」の()書きについては、助成金額から仕入れに係る消費税相当額を減額した場合は、減額した仕入れに係る消費税相当額を記入すること。なお、仕入れに係る消費税控除を行わない場合は、「該当なし」と記入し、請求時点で仕入れに係る消費税相当額が不明な場合で、助成金に仕入れにかかる消費税控除額が含まれている場合は、「仕入れ控除消費税額を含む」と記入すること。

取組の明細 (個票)

協議会名	長野県農業再生協議会	整理番号	3	分類	2
取組名称	高収益品目等の生産体系の実現に必要な機械リース導入に対する助成				
当該取組に係る助成金額	20,000,000円 (うち仕入れに係る消費税等相当額 該当なし)				
対象作物	当該地域の平均的な作物・品目の単位面積当たり収益よりも明確に高い収益が見込める作物・品目(高収益となる作物への転換・生産拡大・同一作物であっても施設化・作型転換による収益拡大)				
対象者	リース事業者と、次にあげる者のうち、生産効率化後に基幹的農作業に従事する者(担い手)で共同申請する。 ①農業者、②農事組合法人、③農事組合法人以外の農業生産法人、④特定農業団体、⑤その他農業者の組織する団体(代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営について規約の定めがあるものとし、事業実施及び会計手続きを適正に行っている体制を有しているもの)、⑥農業協同組合、⑦農業サービス事業体、⑧公社				
助成上限額	リース物件本体の標準小売価格の1/2(千円未満切捨)	助成率	リース物件本体価格(税抜き)の1/2以内		
取組内容	高収益品目への転換に向けた次の取組を支援する。 1 高収益品目等の生産体系の実現に必要な機械リース導入に要する経費(※1)の助成を行う(本体価格の1/2以内)(※2) 2 助成対象品目、助成対象資材等は別紙のとおり(県協議会で設定)。 ※1 本体価格が50万円以上のものに限る(アタッチメントを含む) ※2 購入選択権付リースは除く				
取組要件	○生産効率化プランに基づき生産効率化に向けた取組の結果、生じる余剰労働力をフル活用するため、高収益品目等の導入を行う計画とすること。また、この場合、農業機械利用の担い手以外のプラン参加者の6割以上が高収益品目等への転換に取組むこと ○条件不利地域(中山間地域等直接支払交付金実施要領(平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知)第4に定める以下の地域をいう。)においては、高収益品目等導入支援事業の対象となる取組のみを行うことができるが、その場合には、5戸以上の農業者が参加し、又は取組面積が1ha以上とすること。 ○高収益プランに基づき取組の実施により、地域の農業就業人口を維持するよう留意すること。 ○リース期間の設定及びリース料助成額の算式は、攻めの農業実践緊急対策事業実施要領別紙1による ○リース事業者と共同申請を行うこと ○導入機械の規模が適正であること(「長野県特定高性能機械導入計画」に定めた機種別、類別ごとの利用規模の下限面積以上の作業計画を有すること。)				
要件の確認方法	1 計画申請時(書類審査) 以下の書類により要件の確認を行う。 【確認書類】○高収益品目等導入支援事業取組計画書(高収益プラン) ○申請者の規約、機械の利用計画、営農計画書の写し、能力・台数などの算定根拠、見積依頼書、概算見積書等の写し、カタログなど 2 請求時(現場検査・書類検査) 履行の確認を行う。 リース価格等の妥当性とともに、格納場所などがわかる写真撮影等により実施 【現場検査】○機械本体の型番、格納場所などがわかる写真撮影等により実施 ○高収益品目等導入支援事業取組計画書(高収益プラン) ○リース導入に係る入札関係等書類、発注書、請求書、納入書、領収書(支払い済みの場合)など				
備考					

注1: 「整理番号」欄には「1」、「2」、...と順番に番号を記入してください。

注2: 「分類」欄には、以下の分類のいずれか該当する番号を記入してください。

「1」機械利用体系の効率化に係る取組

「2」高収益品目等の導入に係る取組

「4」取組に係る事務経費

注3: 「当該取組に係る助成金額」の()書きについては、助成金額から仕入れに係る消費税相当額を減額した場合は、減額した仕入れに係る消費税相当額を記入すること。なお、仕入れに係る消費税控除を行わない場合は、「該当なし」と記入し、請求時点で仕入れに係る消費税相当額が不明な場合で、助成金に仕入れにかかる消費税控除額が含まれている場合は、「仕入れ控除消費税額を含む」と記入すること。

取組の明細 (個票)

協議会名	長野県農業再生協議会	整理番号	4	分類	2			
取組名称	高収益品目等の生産体系の実現に必要な資材購入に対する助成							
当該取組に係る助成金額	74,457,000円 (うち仕入れに係る消費税等相当額 該当なし)							
対象作物	当該地域の平均的な作物・品目の単位面積当たり収益よりも明確に高い収益が見込める作物・品目(高収益となる作物への転換・生産拡大、同一作物であっても施設化・作型転換による収益拡大)							
対象者	①農業者、②農事組合法人、③農事組合法人以外の農業生産法人、④特定農業団体、⑤その他農業者の組織する団体(代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営について規約の定めがあるものとし、事業実施及び会計手続きを適正に行いうる体制を有しているもの)、⑥農業協同組合、⑦農業サービス事業体、⑧公社							
助成上限額	10a当たり50万円、事業費が10a当たり50万円に満たない場合事業費を上限とする。 ただし、間口4.5m以上のパイプハウスの資材は事業費の1/2以内、かつ10a当たり150万円を上限とする)	助成率	定額					
取組内容	高収益品目への転換に向けた次の取組を支援する。 1 高収益品目等導入の際に必要なパイプハウスのパイプ、果樹棚、果樹苗木等の購入に要する経費 2 助成対象品目、助成対象資材等は別紙のとおり(県協議会で設定)。							
取組要件	○生産効率化プランに基づき生産効率化に向けた取組の結果、生じる余剰労働力をフル活用するため、高収益品目等の導入を行う計画とすること。また、この場合、農業機械利用の担い手以外のプラン参加者の6割以上が高収益品目等への転換に取組むこと ○条件不利地域(中山間地域等)直接支払交付金実施要領(平成12年4月1日付け12構改B第38号)農林水産事務次官依命通知)第4に定める以下の地域をいう。)においては、高収益品目等導入支援事業の対象となる取組のみを行うことができるが、その場合には、5戸以上の農業者が参加し、又は取組面積が1ha以上とすること。 ○高収益プランに基づく取組の実施により、地域の農業就業人口を維持するよう留意すること。 ○パイプハウスのパイプ購入数量は、野菜・果樹の生産に見合ったものであり、購入価格は妥当なものであること。							
要件の確認方法	1 計画申請時(書類審査) 以下の書類により要件の確認を行う。 【確認書類】○高収益品目等導入支援事業取組計画書(高収益プラン) ○パイプハウス設置場所、果樹棚の設置場所、苗の植付場所の地図及び写真、申請者の規約、資材等の利用計画、営農計画書の写し、能力・台数などの算定根拠、見積依頼書、概算見積書等の写し、カタログなど 2 請求時(現場検査・書類検査) 購入価格等の妥当性とともに、履行の確認を行う。 【現場検査】○パイプハウス設置後に写真撮影を実施 ○高収益品目等導入支援事業取組計画書(高収益プラン) ○パイプハウスのパイプ購入等に係る入札関係等書類、発注書、請求書、納入書、領収書(支払い済みの場合)など							
備考								

注1: 「整理番号」欄には「1」、「2」...と順番に番号を記入してください。

注2: 「分類」欄には、以下の分類のいずれか該当する番号を記入してください。

「1」機械利用体系の効率化に係る取組

「2」高収益品目等の導入に係る取組

「4」取組に係る事務経費

注3: 「当該取組に係る助成金額」の()書きについては、助成金額から仕入れに係る消費税相当額を減額した場合は、減額した仕入れに係る消費税相当額を記入すること。なお、仕入れに係る消費税控除を行わない場合は、「該当なし」と記入し、請求時点で仕入れに係る消費税相当額が不明な場合、助成金に仕入れにかかる消費税控除額が含まれている場合は、「仕入れ控除消費税額を含む」と記入すること。

取組の明細 (個票)

協議会名	農業協同組合など	整理番号	5	分類	3
取組名称	集出荷・加工処理施設の用途変更に伴う再利用のために必要な機械リース導入に対する助成				
当該取組に係る助成金額	80,000,000円 (うち仕入れに係る消費税等相当額 該当なし)				
対象作物	米、麦、大豆、そば、野菜、果樹、花き、飼料作物				
対象者	実施要領第2の2に規定される再編事業者				
助成上限額	リース物件本体の標準小売価格の1/2 (千円未満切捨)	助成率	リース物件本体価格(税抜き)の1/2以内		
取組内容	集出荷・加工処理コスト▲1割、機能集約施設の利用率80%超に向けた次の取組を支援する。 1 機能集約を行う集出荷・加工処理施設の機能強化のために必要な機械のリース導入に要する経費(※1)の助成を行う(本体価格の1/2以内。) 2 助成対象品目、助成対象機械等は別紙のとおり(県協議会で設定)。 ※1 本体価格が50万円以上のものに限る(アタッチメントを含む) ※購入選択権付リースは除く。				
備考	【取組要件】 1 再編整備による効率化により、機能を集約する施設の集出荷・加工処理に係るコストが現状より1割以上削減する目標を設定すること。 2 機能を集約する施設の稼働率・利用率が80%を超える計画とすること。 【要件の確認方法】 1 計画申請時(書類審査) 以下の書類により要件の確認を行う。 【確認書類】○集出荷・加工処理体制合理化推進事業計画書(集出荷・加工処理合理化プラン) ○申請者の規約、機械の利用計画、営農計画書の写し、能力・台数などの算定根拠、見積依頼書、概算見積書等の写し、カタログなど 2 請求時(現場検査・書類検査) リース価格等の妥当性とともに、履行の確認を行う。 【現場検査】○機械本体の型番、格納場所などがわかる写真撮影等により実施 ○集出荷・加工処理体制合理化推進事業計画書(集出荷・加工処理合理化プラン) ○リース導入に係る入札関係等書類、発注書、請求書、納入書、領収書(支払い済みの場合)など				

注1: 「整理番号」欄には「1」、「2」、…と順番に番号を記入してください。

注2: 「分類」欄には、以下の分類のいずれか該当する番号を記入してください。

「1」機械利用体系の効率化に係る取組

「2」高収益品目等の導入に係る取組

「4」取組に係る事務経費

注3: 「当該取組に係る助成金額」の()書きについては、助成金額から仕入れに係る消費税相当額を減額した場合は、減額した仕入れに係る消費税相当額を記入すること。なお、仕入れに係る消費税控除を行わない場合は、「該当なし」と記入し、請求時点で仕入れに係る消費税相当額が不明な場合で、助成金に仕入れにかかる消費税控除額が含まれている場合は、「仕入れ控除消費税額を含む」と記入すること。

攻めの農業実践緊急対策事業

地域事業計画書(地域事業計画実施状況報告書)

都道府県市町村名: 長野県南佐久郡佐久穂町

事業実施主体名: 佐久穂町農業再生協議会

事業実施年度 平成26年度

取組の明細（総括表）

佐久穂町

地域農業再生協議会

第1 取組の総括表

単位：円

整理番号	分類	取組内容	事業費	助成率	助成金	備考
1	2	個票のとおり	26,711,879	定額	15,543,000	該当なし
2						
3						
4		個票のとおり				
合計			26,711,879		15,543,000	

注1：「整理番号」欄には「1」、「2」、…と順番に番号を記入してください。

注2：「分類」欄には、以下の分類のいずれか該当する番号を記入してください。

「1」機械利用体系の効率化に向けた取組

「2」高収益品目等の導入に向けた取組

「3」取組に係る事務経費

注3：「備考」欄には、助成金額から仕入れに係る消費税相当額を減額した場合は、減額した仕入れに係る消費税相当額を記入してください。なお、仕入れに係る消費税控除を行わない場合は、「該当なし」と記入し、請求時点で仕入れに係る消費税相当額が不明な場合で、助成金請求額に仕入れにかかる消費税控除額が含まれている場合は、「仕入れ控除消費税額を含む」と記入してください。

第2 計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等

別紙県協議会の定める優先順位のとおり

注：異なる取組間で調整を行う場合の優先順位等の決め方を記入してください。

優先順位を決めず、助成率の引下げにより調整する場合には、その方法について記入してください。

第3 地域協議会（事業計画対象地区）内での攻めの農業の実践に向けた取組方針と期待される事業効果について

佐久穂町はりんご・ブルーンの産地である。この事業は佐久穂町人・農地プランに掲載された経営体の育成と、りんご・ブルーン県オリジナル品種の奨励を図る。また、りんごの新わい化による品質の向上と収量の増加及び低コスト化を図り、ブルーンも雨よけ施設の導入を行い、佐久穂町の果樹の更なる品質の向上と農家の収益率向上、合せて果樹の更なる産地化と集積化を行う。

第4 本計画実施後の事業効果の発現状況について

注： 攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書第18条に定める事業実施状況の報告において記載してください。

参考様式第2号

協議会名	佐久穂町農業再生協議会		整理番号※1	1	分類※2	2
取組名称	高収益品目等の導入の際に必要な資材購入に対する助成					
当該取組に係る助成金額	15,543,000円 (うち仕入れに係る消費税等相当額 該当なし)					
対象作物	果樹					
対象者	①農業者、②農事組合法人、③農事組合法人以外の農業生産法人、④特定農業団体、⑤その他農業者の組織する団体(代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営について規約の定めがあるものとし、事業実施及び会計手続きをして適正に行いうる体制を有しているもの)、⑥農業協同組合、⑦農業サービス事業					
助成上限額	10a当たり50万円、事業費が10a当たり50万円に満たない場合事業費を上限とする。 ただし、間口4.5m以上のパイプハウスの資材は事業費の1/2以内、かつ10a当たり150万円を上限とする)	助成率	定額			
取組内容	高収益品目への転換に向けた次の取組を支援する。 1 高収益品目等導入の際に必要な新わい化とパイプハウスのパイプの購入に要する経費の助成を行う(定額)。 2 助成対象品目、助成対象資材等は別紙のとおり(県協議会で設定)。					
取組要件	○条件不利地域(中山間地域等直接支払交付金実施要領(平成12年4月1日付け12構改第38号農林水産事務次官依命通知)第4に定める以下の地域をいう。)においては、高収益品目等導入支援事業の対象となる取組とし、5戸以上の農業者が参加し、又は取組面積が1ha以上となること。 ○果樹棚の購入数量は、りんご等の生産計画に見合ったものであり、購入価格は妥当なものであること。 ○雨よけパイプハウスのパイプ購入数量は、ブルーン等の生産計画に見合ったものであり、購入価格は妥当なものであること。 ○目標年度(平成27年度)の取組面積は1ha以上とすることとし、次年度以降も継続して取り組む計画とし収益は平成31年度で計算する。					
要件の確認方法	1 計画申請時(書類審査) 以下の書類により要件の確認を行う。 【確認書類】 ○高収益品目等導入支援事業取組計画書(高収益プラン) ○果樹棚及びパイプハウス設置場所の地図及び写真、申請者の規約、資材等の利用計画、営農計画書の写し、数量などの算定根拠、見積依頼書、概算見積書の写し、カタログなど 2 請求時(現場検査・書類検査) 購入価格等の妥当性とともに、履行の確認を行う。 【現場検査】 ○果樹棚とパイプハウス設置後に写真撮影を実施 【確認書類】 ○高収益品目等導入支援事業取組計画書(高収益プラン) ○果樹棚とパイプハウスの資材購入等に係る入札関係等書類、発注書、請求書、領収書(支払い済みの場合)など					
備考						

注1: 「整理番号」欄には「1」、「2」、…と順番に番号を記入してください。

注2: 「分類」欄には、以下の分類のいずれか該当する番号を記入してください。

「1」機械利用体系の効率化に向けた取組

「2」高収益品目等の導入に向けた取組

「3」取組に係る事務経費

注3:

「当該取組に係る助成金」欄の()書きについては、助成金額から仕入れに係る消費税相当額を減額した場合は、減額した仕入れに係る消費税相当額を記入してください。なお、仕入れに係る消費税控除を行わない場合は、「該当なし」と記入し、請求時点で仕入れに係る消費税相当額が不明な場合で、助成金に仕入れにかかる消費税控除額が含まれている場合は、「仕入れ控除消費税額を含む」と記入してください。

◎ 攻めの農業実践地域推進事業業務方法書第12条第2項に規定する助成率の調整の有無

助成率以上に申請があった場合、県協議会の定める優先順位の考え方に基づき行う。

攻めの農業実践緊急対策事業

地域事業計画書

都道府県市町村名: 長野県富士見町

事業実施主体名: 富士見町地域農業再生協議会

事業実施年度: 平成26年度

取組の明細（総括表）

富士見町 地域協議会

第1 取組の総括表
地域事業計画書

単位：円

整理番号	分類	取組内容	事業費	助成率	助成金	備考
1	2	個票のとおり	5,000,000	リース物件本体価格（税抜き）の1/2以内	2,314,000	370,370
合計			5,000,000		2,314,000	

注1：「整理番号」欄には「1」、「2」、…と順番に番号を記入してください。

注2：「分類」欄には、以下の分類のいずれか該当する番号を記入してください。

「1」機械利用体系の効率化に向けた取組

「2」高収益品目等の導入に向けた取組

「3」取組に係る事務経費

注3：「備考」欄には、助成金額から仕入れに係る消費税相当額を減額した場合は、減額した仕入れに係る消費税相当額を記入してください。なお、仕入れに係る消費税控除を行わない場合は、「該当なし」と記入し、請求時点で仕入れに係る消費税相当額が不明な場合で、助成金請求額に仕入れにかかる消費税控除額が含まれている場合は、「仕入れ控除消費税額を含む」と記入してください。

第2 計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等

計画していた額以上の申請があった場合には、県協議会でさだめる優先順位の考え方に基づき承認する。

注：異なる取組間で調整を行う場合の優先順位等の決め方を記入してください。

優先順位を決めず、助成率の引下げにより調整する場合には、その方法について記入してください。

第3 地域協議会（事業計画対象地区）内での攻めの農業の実践に向けた取組方針と期待される事業効果について

意欲ある農業者が本県の多様な気候や立地条件を活かして、農地を効率的に活用し、農産物の安定生産、オリジナル性、高品質生産を図るとともに、低コスト・高収益な産地体制への転換により、競争力の高い農業の展開を目指す。
このため、機械利用体系の効率化、高収益作物への作付転換及び集出荷施設等の再編合理化の推進に必要な機械・設備の導入等を推進する。

第4 本計画実施後の事業効果の発現状況について

注： 攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書第18条に定める事業実施状況の報告において記載してください。

取組の明細 (個票)

協議会名	富士見町地域農業再生協議会	整理番号※1	1	分類※2	2
取組名称	高収益品目等の生産体系の実現に必要な機械リース導入に対する助成				
当該取組に係る助成金額	2,314,000円 (うち仕入れに係る消費税等相当額※3 370,370円)				
対象作物	野菜				
対象者	リース事業者と、次に掲げる者のうち生産効率化後に基幹農作業に従事する者(担い手)で共同申請する。 ①農業者、②農事組合法人、③農事組合法人以外の農業生産法人、④特定農業団体、⑤その他農業者の組織する団体(代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものとし、事業実施及び会計手続きを適正に行い、いうる体制を有しているもの)、⑥農業協同組合、⑦農業サービス事業体、⑧公社(地方公共団体が出資している法人)				
助成上限額	リース物件本体の標準小売価格の1/2(千円未満切捨)	助成率	リース物件本体価格(税抜き)の1/2以内		
取組内容	高収益品目への転換に向けた次の取組を支援する。 1 高収益品目等の生産体系の実現に必要な機械リース導入に要する経費(※1)の助成を行う(本体価格の1/2以内)(※2)。 2 助成対象品目、助成対象機械等は別紙のとおり(県協議会で設定)。 ※1 本体価格が50万円以上のものに限る(アタッチメントを含む)。 ※2 購入選択権付リースは除く。				
取組要件	○ 条件不利地域(中山間地域等直接支払交付金実施要領(平成12年4月1日付け12機改第38号農林水産事務次官依命通知)第4に定める以下の地域をいう。)においては、高収益品目等導入支援事業の対象となる取組のみを行うことができるが、その場合には、5戸以上の農業者が参加し、又は取組面積が1ha以上となること。 ○ 高収益プランに基づく取組の実施により、地域の農業就業人口を維持するよう留意すること。 ○ リース期間の設定及びリース料助成額の算式は、攻めの農業実践緊急対策事業実施要領別紙11による。 ○ リース事業者と共同申請を行うこと。 ○ 導入機械の規模が適正であること(「長野県特定高性能機械導入計画」に定めた機種別、類別ごとの利用規模の下限面積以上の作業計画を有すること。) なお、下限面積に基準がない場合は、カタログ等を参考に下限面積を積算し根拠を示すこと				
要件の確認方法	1 計画申請時(書類審査) 以下の書類により要件の確認を行う。 【確認書類】○ 高収益品目等導入支援事業取組計画書(高収益プラン) ○ 申請者の規約、機械の利用計画、営農計画書の写し、能力・台数などの算定根拠、見積依頼書、概算見積書等の写し、カタログなど 2 請求時(現場検査・書類検査) リース価格等の妥当性とともに、履行の確認を行う。 【現場検査】○ 機械本体の型番、格納場所などがわかる写真撮影等により実施 【確認書類】○ 高収益品目等導入支援事業取組計画書(高収益プラン) ○ リース導入に係る入札関係等書類、発注書、請求書、納入書、領収書(支払い済みの場合)など				
備考					

注1: 「整理番号」欄には「1」、「2」、…と順番に番号を記入してください。

注2: 「分類」欄には、以下の分類のいずれか該当する番号を記入してください。

「1」機械利用体系の効率化に向けた取組
「2」高収益品目等の導入に向けた取組
「3」取組に係る事務経費

注3: 「当該取組に係る助成金」欄の() 書きについては、助成金額から仕入れに係る消費税相当額を減額した場合は、減額した仕入れに係る消費税相当額を記入してください。なお、仕入れに係る消費税控除を行わない場合は、「該当なし」と記入し、請求時点で仕入れに係る消費税相当額が不明な場合で、助成金に仕入れにかかる消費税控除額が含まれている場合は、「仕入れ控除消費税額を含む」と記入してください。

◎ 攻めの農業実践地域推進事業業務方法書第12条第2項に規定する助成率の調整の有無

助成率以上に申請があった場合、県協議会の定める優先順位の考え方に基づき行う。

攻めの農業実践緊急対策事業

地域事業計画書(地域事業計画)

都道府県市町村名:長野県安曇野市

事業実施主体名:安曇野市農業再生協議会

事業実施年度 平成26年度

取組の明細（総括表）

安曇野市

農業再生協議会

第1 取組の総括表

単位：円

整理番号	分類	取組内容	事業費	助成率	助成金	備考
1	1	個票のとおり	10,238,400	リース物件本体価格（税抜き）の1/2以内	4,740,000	消費税相当額 758,400
2	2	個票のとおり	3,045,600	リース物件本体価格（税抜き）の1/2以内	1,410,000	消費税相当額 225,600
3	3	個票のとおり	2,000	定額	2,000	該当なし
合計			13,286,000		6,152,000	

注1：「整理番号」欄には「1」、「2」、…と順番に番号を記入してください。

注2：「分類」欄には、以下の分類のいずれか該当する番号を記入してください。

「1」機械利用体系の効率化に向けた取組

「2」高収益品目等の導入に向けた取組

「3」取組に係る事務経費

注3：「備考」欄には、助成金額から仕入れに係る消費税相当額を減額した場合は、減額した仕入れに係る消費税相当額を記入してください。なお、仕入れに係る消費税控除を行わない場合は、「該当なし」と記入し、請求時点で仕入れに係る消費税相当額が不明な場合で、助成金請求額に仕入れにかかる消費税控除額が含まれている場合は、「仕入れ控除消費税額を含む」と記入してください。

第2 計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等

別添県協議会が定める優先順位のとり

注：異なる取組間で調整を行う場合の優先順位等の決め方を記入してください。

優先順位を決めず、助成率の引下げにより調整する場合には、その方法について記入してください。

第3 地域協議会（事業計画対象地区）内での攻めの農業の実践に向けた取組方針と期待される事業効果について

意欲ある農業者が安曇野市の気候や立地条件を生かして、農地を効率的に活用し、農産物の安定性、オリジナル性、高品質性を図るとともに、低コスト・高収益な産地体制への転換により、競争力の高い農業の展開を目指す。このため、機械利用体系の効率化、高収益作物への作付転換及び集出荷施設等の再編合理化の推進に必要な機械・設備の導入を推進する。

第4 本計画実施後の事業効果の発現状況について

注： 攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書第18条に定める事業実施状況の報告において記載してください。

取組の明細 (個票)

協議会名	安曇野市農業再生協議会	整理番号※1	1	分類※2	1
取組名称	効率的機械利用体系の構築に必要な機械のリース導入に対する助成				
当該取組に係る助成金額	4,740,000円 (うち仕入れに係る消費税等相当額※3 758,400円)				
対象作物	水稻				
対象者	リース事業者と、次に掲げる者のうち生産効率化後に基幹農作業に従事する者(担い手)で共同申請する。 ①農業者、②農事組合法人、③農事組合法人以外の農業生産法人、④特定農業団体、⑤その他農業者の組織する団体(代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものとし、事業実施及び会計手続を適正に行い、うる体制を有しているもの)、⑥農業協同組合、⑦農業サービス事業体、⑧公社(地方公共団体が出資している法人)				
助成上限額	リース物件本体の標準小売価格の1/2(千円未満切捨)	助成率	リース物件本体価格(税抜き)の1/2以内		
取組内容	取組地域における生産コスト▲1割に向けた次の取組を支援する。 1 担い手への機械作業の集約化に必要な機械のリース導入に要する経費(※1)の助成を行う(リース物件本体価格の1/2以内)(※2)。 2 助成対象となる機械・機器・設備とし、農業用機械施設補助の整理合理化迅速にかかわらず助成対象とする。 ただし、農業以外に使用可能な汎用性の高いものの導入(例：運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、バソコン等)は助成対象としない。 ※1 本体価格が50万円以上のものに限る(アタッチメントを含む)。 ※2 購入選択権付リースは除く。				
取組要件	○ 担い手への機械作業の集約により、生産効率化を図る計画とすること。 ○ 5戸以上の農業者により生産効率化プランを作成されること。 ○ 担い手を明確化すること。 ○ 農業機械利用体系の効率化等の生産面の改善により、生産コストを削減する目標を設定すること。また、当該目標については、地域の平均的な生産コスト等と比較し、1割以上低いものとなっていること。 ○ プランに基づき効率化等を図る作業については、全て基幹的農業者が実施することとすること。 ○ リース期間の設定及びリース料助成額の算式は、攻めの農業実践緊急対策事業実施要領別紙1による。 ○ リース事業者と共同申請を行うこと。 ○ 導入機械の規模が適正であること(「長野県特定高性能機械導入計画」に定めた機種別、類別ごとの利用規模の下限面積以上の作業計画を有すること。)				
要件の確認方法	1 計画申請時(書類審査) 以下の書類により要件の確認を行う。 【確認書類】 ○ 効率的機械利用体系構築事業取組計画書(生産効率化プラン) ○ 申請者の規約、機械の利用計画、営農計画書の写し、能力・台数などの算定根拠、見積依頼書、概算見積書等の写し、カタログなど 2 請求時(現場検査・書類検査) リース価格等の妥当性とともに、履行の確認を行う。 【現場検査】 ○ 機械本体の型番、格納場所などがわかる写真撮影等により実施 【確認書類】 ○ 効率的機械利用体系構築事業取組計画書(生産効率化プラン) ○ リース導入に係る入札関係等書類、発注書、請求書、納入書、領収書(支払い済みの場合)など				
備考					

注1: 「整理番号」欄には「1」、「2」、…と順番に番号を記入してください。

注2: 「分類」欄には、以下の分類のいずれか該当する番号を記入してください。

「1」機械利用体系の効率化に向けた取組

「2」高収益品目の導入に向けた取組

「3」取組に係る事務経費

注3: 「当該取組に係る助成金」欄の() 書きについては、助成金額から仕入れに係る消費税相当額を減額した場合は、減額した仕入れに係る消費税相当額を記入してください。なお、仕入れに係る消費税控除を行わない場合は、「該当なし」と記入し、請求時点で仕入れに係る消費税相当額が不明な場合で、助成金に仕入れにかかる消費税控除額が含まれている場合は、「仕入れ控除消費税額を含む」と記入してください。

攻めの農業実践地域推進事業業務方法書第12条第2項に規定する助成率の調整の有無

助成率以上に申請があった場合、県協議会の定める優先順位の考え方にに基づき行う。

取組の明細 (個票)

協議会名	安曇野市農業再生協議会	整理番号※1	2	分類※2	2			
取組名称	高収益品目等の生産体系の実現に必要な機械リース導入に対する助成							
当該取組に係る助成金額	1,410,000円 (うち仕入れに係る消費税等相当額※3 225,600円)							
対象作物	野菜							
対象者	リース事業者と、次に掲げる者のうち生産効率化後に基幹農作業に従事する者(担い手)で共同申請する。 ①農業者、②農事組合法人、③農事組合法人以外の農業生産法人、④特定農業団体、⑤その他農業者の組織する団体(代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものとし、事業実施及び会計手続を適正に行っている体制を有しているもの)、⑥農業協同組合、⑦農業サービス事業体、⑧公社(地方公共団体が出資している法人)							
助成上限額	リース物件本体の標準小売価格の1/2(千円未満切捨)	助成率	リース物件本体価格(税抜き)の1/2以内					
取組内容	高収益品目への転換に向けた次の取組を支援する。 1 高収益品目等の生産体系の実現に必要な機械リース導入に要する経費(※1)の助成を行う(本体価格の1/2以内)(※2)。 2 助成対象となる機械・機器・設備のリース(農業機械の導入)は、規模拡大等に伴う生産コスト制限に必要な機械・機器・設備とし、農業用機械施設補助の整理合理化推進にかかわらず助成対象とする。ただし、農業以外に使用可能な汎用性の高いものの導入(例：運搬用トラクタ、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パンプ等)は助成対象としない。 ※1 本体価格が50万円以上のものに限る(アタッチメントを含む)。 ※2 購入選択権付リースは除く。							
取組要件	○ 生産効率化プランに基づく生産効率化に向けた取組の結果、生じる余剰労働力をフル活用するため、高収益品目等の導入を行う計画とすること。また、この場合、農業機械利用の担い手以外のプラン参加者の6割以上が高収益品目等への転換に取り組むこと。 ○ 条件不利地域(中山間地域等直接支払交付金実施要領(平成12年4月1日付け12機改B第38号農林水産事務次官依命通知)第4に定める以下の地域をいう。)においては、高収益品目等導入支援事業の対象となる取組のみを行うことができるが、その場合には、5戸以上の農業者が参加し、又は取組面積が1ha以上となること。 ○ リース期間の設定及びリース料助成額の算式は、攻めの農業実践緊急対策事業実施要領別紙1による。 ○ リース事業者と共同申請を行うこと。 ○ 導入機械の規模が適正であること(「長野県特定高性能機械導入計画」に定めた機種別、類別ごとの利用規模の下限面積以上の作業計画を有すること。ただし、該当機種が無い場合は根拠を示すこと。)							
要件の確認方法	1 計画申請時(書類審査) 以下の書類により要件の確認を行う。 【確認書類】 ○ 高収益品目等導入支援事業取組計画書(高収益プラン) ○ 申請者の規約、機械の利用計画、営農計画書の写し、能力・台数などの算定根拠、見積依頼書、概算見積書等の写し、カタログなど 2 請求時(現場検査・書類検査) リース価格等の妥当性とともに、履行の確認を行う。 【現場検査】 ○ 機械本体の型番、格納場所などがわかる写真撮影等により実施 ○ 【確認書類】 ○ 高収益品目等導入支援事業取組計画書(高収益プラン) ○ リース導入に係る入札関係等書類、発注書、請求書、納入書、領収書(支払い済みの場合)など							
備考								

注1: 「整理番号」欄には「1」、「2」、…と順番に番号を記入してください。

注2: 「分類」欄には、以下の分類のいずれか該当する番号を記入してください。

「1」機械利用体系の効率化に向けた取組

「2」高収益品目等の導入に向けた取組

「3」取組に係る事務経費

注3: 「当該取組に係る助成金」欄の()書きについては、助成金額から仕入れに係る消費税相当額を減額した場合は、減額した仕入れに係る消費税相当額を記入してください。なお、仕入れに係る消費税控除を行わない場合は、「該当なし」と記入し、請求時点で仕入れに係る消費税相当額が不明な場合で、助成金に仕入れにかかる消費税控除額が含まれている場合は、「仕入れ控除消費税額をきむ」と記入してください。

攻めの農業実践地域推進事業業務方法書第12条第2項に規定する助成率の調整の有無

助成率以上に申請があった場合、県協議会の定める優先順位の考え方に基き行う。

取組の明細（個票）

協議会名	安曇野市農業再生協議会	整理番号	3	分類	3
取組名称	安曇野市農業再生協議会として執行する事務費				
当該取組に係る助成金額	2,000円				
対象作物	—				
対象者	—				
助成上限額		助成率		定額	
取組内容	攻めの農業実践緊急対策事業を推進するための検討会の開催等に要する経費 ○ 事業の推進・指導 ○ 業務方法書等に定められた書類作成 ○ 申請内容の確認 ○ その他事業の取組に必要な業務				
取組要件	攻めの農業実践緊急対策事業実施要領別表2の事務費の範囲内				
要件の確認方法	○ 経費の必要性 ○ 委託先や発注先選定の妥当性 ○ 価格等の妥当性 ○ 履行の確認 【確認種類】 発注等に係る内部決裁の書類、納品書、請求書、領収書、委託契約に係る書類の写しなど				
備考					

◎ 「計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等」に基づく調整の有無

--

攻めの農業実践緊急対策事業

地域事業計画書(地域事業計画実施状況報告書)

都道府県市町村名: 長野県

事業実施主体名: 小谷村農業再生協議会

事業実施年度: 平成26年度

取組の明細（総括表）

小谷村農業再生協議会

第1 取組の総括表

単位：円

整理番号	分類	取組内容	事業費	助成率	助成金	備考
1	1	個票のとおり	9,759,960	リース物件本体 価格（税抜き） の1/2以内	4,518,000	722,880
2	2	個票のとおり	1,562,792	定額	723,000	115,762
合計			(9,759,960) 11,322,752		(4,518,000) 5,241,000	

注1：「整理番号」欄には「1」、「2」、…と順番に番号を記入してください。

注2：「分類」欄には、以下の分類のいずれか該当する番号を記入してください。

「1」機械利用体系の効率化に向けた取組

「2」高収益品目等の導入に向けた取組

「3」取組に係る事務経費

注3：「備考」欄には、助成金額から仕入れに係る消費税相当額を減額した場合は、減額した仕入れに係る消費税相当額を記入してください。なお、仕入れに係る消費税控除を行わない場合は、「該当なし」と記入し、請求時点で仕入れに係る消費税相当額が不明な場合で、助成金請求額に仕入れにかかる消費税控除額が含まれている場合は、「仕入れ控除消費税額を含む」と記入してください。

第2 計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等

別添県協議会が定める優先順位のとおり

注：異なる取組間で調整を行う場合の優先順位等の決め方を記入してください。

優先順位を決めず、助成率の引下げにより調整する場合には、その方法について記入してください。

第3 地域協議会（事業計画対象地区）内での攻めの農業の実践に向けた取組方針と期待される事業効果について

対象区域では、そばと水稻の作付を主に行っているが、高齢化と機械の老朽化が進行しており、担い手確保と機械投資が課題である。生産意欲が低下し農地の遊休化が懸念され、担い手への作業集積や機械の共同利用を推進する必要性が高まっている。本事業により、地域内での農作業受託の促進と担い手への利用集積が期待でき、担い手農家の生産効率化と生産コスト低減を図る。
また、米やそばの農繁期以外の期間を利用した収益の向上を目指し、ハウス建設による多品目の栽培を行う。

第4 本計画実施後の事業効果の発現状況について

注： 攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書第18条に定める事業実施状況の報告において記載してください。

取組の明細 (個票)

協議会名	小谷村農業再生協議会	整理番号※1	1	分類※2	1			
取組名称	効率的機械利用体系の構築に必要な機械のリース導入に対する助成							
当該取組に係る助成金額	4,518,000円 (減額した仕入れに係る消費税相当額 722,880円)							
対象作物	そば、水稻							
対象者	農業者の組織する組合							
助成上限額	リース物件本体の標準小売価格の1/2(千円未満切捨)	助成率	リース物件本体価格(税抜)の1/2以内					
取組内容	取組地域における生産コスト1割削減に向けた次の取組を支援する。 1. 担い手への機械作業の集約化に必要な機械のリース導入に要する経費の助成を行う(リース物件本体価格の1/2以内) 2. 助成対象機械等は別紙のとおり ※1. 本体価格が50万円以上のものに限る(アタッチメントを含む) ※2. 購入選択権付リースは除く。 ○担い手への機械作業の集約により、生産効率化を図る計画とすること。 ○5戸以上の農業者により生産効率化プランを作成すること。 ○担い手を明確化すること。 ○農業機械利用体系の効率化等の生産面の改善により、生産コストを削減する標を設定すること。また、当該目標については、地域の平均的な生産コスト等と比較し、1割以上低いものとなっていること。 ○プランに基づき効率化等を図る作業については、全て基幹的農業者が実施することとすること。 ○リース期間の設定及びリース料助成額の算式は、攻めの農業実践緊急対策事業実施要領別紙1による。 ○リース事業者と共同申請を行うこと。 ○導入機械の規模が適正であること(「長野県特定高性能機械導入計画」に定めた機種別、類別ごとの利用規模の下限面積以上の作業計画を有すること)							
取組要件	1 計画申請時(書類審査)以下の書類により要件の確認を行う。 【確認書類】○効率的機械利用体系構築事業取組計画書(生産効率化プラン) ○申請者の規約、機械の利用計画、営農計画書の写し、能力・台数などの算定根拠、見積依頼書、概算見積書等の写しカタログなど。 2 請求時(現場検査・書類検査)リース価格等の妥当性とともに、履行の確認を行う。 【現場検査】○機械本体の型番、格納場所などがわかる写真撮影等により実施 【確認書類】○効率的機械利用体系構築事業取組計画書(生産効率化プラン) ○リース導入に係る入札関係等書類、発注書、請求書、納入書、領収書(支払い済みの場合)など							
要件の確認方法								
備考								

注1: 「整理番号」欄には「1」、「2」、「…」と順番に番号を記入してください。

注2: 「分類」欄には、以下の分類のいずれか該当する番号を記入してください。

「1」機械利用体系の効率化に向けた取組

「2」高収益品目等の導入に向けた取組

「3」取組に係る事務経費

注3: 「当該取組に係る助成金」欄の() 書きについては、助成金額から仕入れに係る消費税相当額を減額した場合は、減額した仕入れに係る消費税相当額を記入してください。なお、仕入れに係る消費税控除を行わない場合は、「該当なし」と記入し、請求時点で仕入れに係る消費税相当額が不明な場合で、助成金に仕入れにかかる消費税控除額が含まれている場合は、「仕入れ控除消費税額を含む」と記入してください。

攻めの農業実践地域推進事業業務方法書第12条第2項に規定する助成率の調整の有無

助成率以上に申請があった場合、県協議会の定める優先順位の考え方に基つき行う。

取組の明細 (個票)

協議会名	小谷村農業再生協議会	整理番号※1	2	分類※2	2
取組名称	高収益品目等の導入の際に必要な資材購入に対する助成(パイプハウス資材)				
当該取組に係る助成金額	723,000円 (減額した仕入れに係る消費税相当額 115,762円)				
対象作物	野菜				
対象者	農業者組織				
助成上限額	10a当たり50万円、事業費が10a当たり50万円に満たない場合事業費を上限とする。 ただし、間口4.5m以上のパイプハウスの資材は事業費の1/2以内、かつ10a当たり150万円を上限とする)	助成率	定額		
取組内容	高収益品目への転換に向けた次の取組を支援する。 1 高収益品目等導入の際に必要なパイプハウスのパイプ、果樹棚、果樹苗木等の購入に要する経費の助成を行う(定額) 2 助成対象品目、助成対象資材等は別紙のとおり(県協議会で設定)。 ○生産効率化プランに基づく生産効率化に向けた取り組みの結果、生じる余剰労働力をフル活用するため、高収益品目等の導入を行う計画とする。農業機械の利用の担い手以外のプラン参加者5人全員が共同作業により高収益品目に取り組む。 ○条件不利地域(中山間地域等直接支払交付金実施要領(平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知)第4に定める以下の地域をいう。)においては、高収益品目等導入支援事業の対象となる取組とし、5戸以上の農業者が参加し、又は取組面積が1ha以上となること。 ○高収益プランに基づく取組の実施により、地域の農業就業人口を維持するよう留意すること。 ○パイプハウスのパイプ購入数量は、野菜等の生産計画に見合ったものであり、購入価格は妥当なものであること。				
取組要件					
要件の確認方法	1 計画申請時(書類審査) 以下の書類により要件の確認を行う。 【確認書類】○高収益品目等導入支援事業取組計画書(高収益プラン) ○パイプハウス設置場所の地図及び写真、申請者の規約、資材等の利用計画、営農計画書の写し、数量などの積算根拠見積依頼書、概算見積書等の写し、カタログなど 2 請求時(現場検査・書類検査) 【現場検査】○パイプハウス設置後に写真撮影を実施 【確認書類】○高収益品目導入支援事業取組計画書(高収益プラン) ○パイプハウスのパイプ購入等に係る入札関係等書類、発注書、請求書、領収書(支払済みの場合)など				
備考					

注1: 「整理番号」欄には「1」、「2」、…と順番に番号を記入してください。

注2: 「分類」欄には、以下の分類のいずれが該当する番号を記入してください。

「1」機械利用体系の効率化に向けた取組

「2」高収益品目等の導入に向けた取組

「3」取組に係る事務経費

注3: 「当該取組に係る助成金」欄の() 書きについては、助成金額から仕入れに係る消費税相当額を減額した場合は、減額した仕入れに係る消費税相当額を記入してください。なお、仕入れに係る消費税控除を行わない場合は、「該当なし」と記入し、請求時点で仕入れに係る消費税相当額が不明な場合で、助成金に仕入れにかかる消費税控除額が含まれている場合は、「仕入れ控除消費税額を含む」と記入してください。

「計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位」に基づく調整の有無

助成率以上に申請があった場合、県協議会の定める優先順位の考え方に基づき行う。

攻めの農業実践緊急対策事業

地域事業計画書

都道府県市町村名:長野県 信濃町

事業実施主体名:信濃町農業再生協議会

事業実施年度:平成26年度

取組の明細（総括表）

信濃町農業再生協議会

第1 取組の総括表

整理番号	分類	取組内容	事業費	助成率	助成金	備考
1	1	別添個票のとおり	(35, 231, 481) 43, 282, 080	リース物件本体 価格（税抜）の 1/2以内	(17, 613, 000) 20, 038, 000	(2, 818, 519) 3, 206, 080
2	3	別添個票のとおり	7, 000	定額	7, 000	該当なし
合計			(35, 238, 481) 78, 520, 561		(17, 620, 000) 37, 658, 000	

注1: 「整理番号」欄には「1」、「2」、…と順番に番号を記入してください。

注2: 「分類」欄には、以下の分類のいずれか該当する番号を記入してください。

「1」機械利用体系の効率化に向けた取組

「2」高収益品目等の導入に向けた取組

「3」取組に係る事務経費

注3: 「備考」欄には、助成金額から仕入れに係る消費税相当額を減額した場合は、減額した仕入れに係る消費税相当額を記入してください。なお、仕入れに係る消費税控除を行わない場合は、「該当なし」と記入し、請求時点で仕入れに係る消費税相当額が不明な場合で、助成金請求額に仕入れにかかる消費税控除額が含まれている場合は、「仕入れ控除消費税額を含む」と記入してください。

第2 計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等

計画していた額以上の申請があった場合には、県協議会で定める優先順位の考え方にに基づき承認する。

注: 異なる取組間で調整を行う場合の優先順位等の決め方を記入してください。

優先順位を決めず、助成率の引下げにより調整する場合には、その方法について記入してください。

第3 地域協議会（事業計画対象地区）内での攻めの農業の実践に向けた取組方針と期待される事業効果について

担い手農業者（認定農業者、集落営農組織、担い手就農者）への農地・農作業の集積・集約化等に伴う機械作業の集約化を図り、生産の効率化と生産コストの低減に取り組む。

農業機械の導入にあたって助成対象者は、長野県高性能機械導入計画に基づき、機種選定及び規模決定の根拠を明確にし、生産効率化プラン及び高収益プランを作成することとする。

この取組により、生産の効率化や生産コストの削減が図られ、収益性の向上が見込まれる。収益の向上により、さらなる規模拡大等に繋がることが期待される。

第4 本計画実施後の事業効果の発現状況について

--

注： 攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書第18条に定める事業実施状況の報告において記載してください。

取組の明細 (個票)

協議会名	信濃町農業再生協議会	整理番号	1	分類	1
取組名称	効率的機械利用体系の構築に必要な機械のリース導入に対する助成				
当該取組に係る助成金額	20,038,000円 (減額した仕入れに係る消費税相当額 3,206,080円)				
対象作物	水稻、小麦、大豆、そば、新規需要米、野菜				
対象者	リース事業者と、次に掲げる者のうち生産効率化後に基幹的農作業に従事する者(担い手)で共同申請する。 ①農業者、②農事組合法人、③農事組合法人以外の農業生産法人、④特定農業団体、⑤その他農業者の組織する団体(代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものとし、事業実施及び会計手続きを適正に行い、いうる体制を有しているもの)、⑥農業協同組合、⑦農業サービス事業者、⑧公社(地方公共団体が出資している法人)				
助成上限額	リース物件本体の標準小売価格の1/2(千円未満切り捨て)	助成率	リース物件本体価格(税抜)の1/2以内		
取組内容	取組地域における生産コスト△1割に向けた次の取組を支援する。 1 担い手への機械作業の集約化に必要な機械のリース導入に要する経費(※1)の助成を行う(リース物件本体価格の1/2以内)(※2) 2 助成対象機械等は別紙のとおり(県協議会で設定) ※1 本体価格が50万円以上のもにに限る。(アタッチメントを含む) ※2 購入選択権付リースは除く。				
取組要件	○担い手への機械作業の集約により、生産効率化を図る計画とすること。 ○5戸以上の農業者により生産効率化プランを作成されること。 ○担い手を明確化すること。 ○農業機械利用体系の効率化等の生産面の改善により、生産コストを削減する目標を設定すること。また、当該目標については、地域の平均的な生産コスト等と比較し、1割以上低いものとなっていること。 ○プランに基づき効率化等を図る作業については、全て基幹的農業者が実施することとすること。 ○リース期間の設定及びリース料助成額の算式は、攻めの農業実践緊急対策事業実施要領別紙1による。 ○リース事業者と共同申請を行うこと。 ○導入機械の規模が適正であること。(「長野県特定高性能機械導入計画」に定めた機種別、類別ごとの利用規模の下限面積以上の作業計画を有すること。)				
要件の確認方法	1 計画申請時(書類審査) 以下の書類により要件の確認を行う。 【確認書類】○効率的機械利用体系構築事業取組計画書(生産効率化プラン) ○申請者の規約、機械の利用計画、営農計画書の写し、能力・台数などの算定根拠、見積依頼書、概算見積書の写し、カタログなど 2 請求時(現場検査・書類検査) リース価格等の妥当性とともに、履行の確認を行う。 【現場検査】○機械本体の型番、格納場所などがわかる写真撮影等により実施 【確認書類】○効率的機械利用体系構築事業取組計画書(生産効率化プラン) ○リース導入に係る入札関係等書類、発注書、請求書、納入書、領収書(支払済みの場合)など				
備考					

注1: 「整理番号」欄には「1」、「2」、…と順番に番号を記入してください。

注2: 「分類」欄には、以下の分類のいずれか該当する番号を記入してください。

「1」機械利用体系の効率化に向けた取組

「2」高収益品目等の導入に向けた取組

「3」取組に係る事務経費

注3: 「当該取組に係る助成金」欄の()書きについては、助成金額から仕入れに係る消費税相当額を減額した場合は、減額した仕入れに係る消費税相当額を記入してください。なお、仕入れに係る消費税控除を行わない場合は、「該当なし」と記入し、請求時点で仕入れに係る消費税相当額が不明な場合で、助成金に仕入れにかかる消費税控除額が含まれている場合は、「仕入れ控除消費税額を含む」と記入してください。

攻めの農業実践地域推進事業業務方法書第12条第2項に規定する助成率の調整の有無

助成率以上に申請があった場合、県協議会の定める優先順位の考え方にに基づき行う。

取組の明細 (個票)

協議会名	信濃町農業再生協議会	整理番号	2	分類	3
取組名称	農業再生協議会として執行する事務費				
当該取組に係る 助成金額	7,000円 (減額した仕入れに係る消費税相当額 該当なし)				
対象作物	—				
対象者	—				
助成上限額		助成率		定額	
取組内容	攻めの農業実践緊急対策事業の取組に要する経費 ○事業の推進・指導 ○業務方法書等に定められた書類作成 ○申請内容の確認 ○助成金の支払 ○その他事業の取組に必要な業務				
取組要件	攻めの農業自薦緊急対策事業実施要領別表2の事務費の範囲内				
要件の確認方法	○経費の必要性 ○委託先や発注先選定の妥当性 ○価格等の妥当性 ○履行の確認 【確認書類】 発注等に係る内部決裁の書類、納品書、請求書、領収書、委託契約に係る書類の写しなど				
備考					